

届出書ご提出の際は、以下の事項をご確認ください

この届出書は、①**送付先変更**（住民登録地以外の場所に納税通知書等の送付を希望される場合）、②**住所変更**（市外に在住されている方が、転居した場合）、③**氏名変更**（市外に居住されている方が、婚姻等により氏名が変更になった場合）があった際に、変更内容を市役所にお知らせいただくものです。※小牧市内から住民票の異動を伴う転出をした場合は、小牧市で転出先が確認できますので届出は必要ありません。

- ・ 届出書の提出にあたっては、送付先（受取人）からの承諾を得てください。
- ・ 送付先変更を解除する（住民登録地へ送付する）場合は、改めて届出書を提出してください。
- ・ 送付先をさらに変更する場合（送付先の方の転居も含む）は、速やかに届け出てください。
- ・ 郵便物が送付先に届かない場合は、送付先変更を解除することがあります。
- ・ 送付先変更を行い税金が未納となった場合は、それに付随する書類（督促・催告書）が変更後の送付先へ送付されます。
- ・ 法人の場合は、記名・代表者印を押印してください。
- ・ ご不明な点等ありましたら、下記まで連絡ください。

次の場合は別の様式をご請求ください。（税金に関する通知に限る）

○納税義務者がお亡くなりになった場合

お亡くなりになった方分の通知書等を送付させていただくため『固定資産現所有者申告書』の提出をお願いします。※通知書の送付先を指定いただくための届出であり、固定資産などの相続の手続き（法務局への登記手続きなど）は別途行う必要があります。

○海外等に転出する場合

海外等へ転出されるなどの理由により、納税等に支障のある場合（書類の受領や納税ができなくなる場合）は『納税管理人選定（変更）申告書（申請書）』の提出をお願いします。

【問合せ先】 小牧市役所 総務部 資産税課
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電 話 0568-72-2101（代表）

償却資産係（内線115） 0568-76-1115（直通）
土 地 係（内線116） 0568-76-1116（直通）
家 屋 係（内線177） 0568-76-1177（直通）